

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市個人情報の保護に関する法律
施行条例の制定について

意見募集期間

令和4年（2022年）

9月1日（木）～9月20日（火）

お問い合わせ先：総務部総務課 市政情報コーナー

電話 046-822-8186（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

本市では、個人情報の保護が住民の福祉にとって重要であることを鑑み、横須賀市個人情報保護条例を平成5年10月1日に施行し、個人情報の取扱いに係る本市独自の規範として、以後約30年にわたり、適切な運用に努め、実績を重ねてまいりました。

一方、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報の保護」と「データ流通」の両立並びに国際的制度調和が要請される情勢の中、地方公共団体等ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違による保護水準の不均衡及びデータ流通の支障等の是正並びに我が国の成長戦略への整合を図る目的から、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により、「個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）」の改正が行われました。（令和3年5月19日公布され、令和5年4月1日施行予定）

この改正により、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等が同一の法の規律によって個人情報を取り扱うこととなり、各地方公共団体の条例は、法により許容される範囲内において必要な事項を規定するものとされました。

これを受け、本市は、デジタル化と個人情報の保護と尊重に留意しつつ、データの利活用により社会基盤を持続かつ発展可能なものとして維持することが重要と認識した上で、これまで積み重ねた保護の水準を維持することに努め、法に基づき適切な個人情報の取扱いを行ってまいります。

つきましては、本市において個人情報の取扱いを適切に行うに当たり、必要な事項を規定するため、現行の横須賀市個人情報保護条例を廃止し、新規に「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定します。

条例の制定に当たっては、本市の個人情報保護制度について審議を行う「個人情報保護運営審議会」に本件について諮問をしたところ、以下の条例案にお示する項目について規定する条例を制定することが適当であるとの答申が示されています。

このたびのパブリック・コメント手続は、この条例案に対してご意見を伺うものです。

《制定する条例》

横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例【新規】

【目次】

- ◆ 横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例案について 2
- ◆ 意見の提出方法 14

（参考資料）

- ・横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）
- ・個人情報の保護に関する法律

◆ 横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例案について

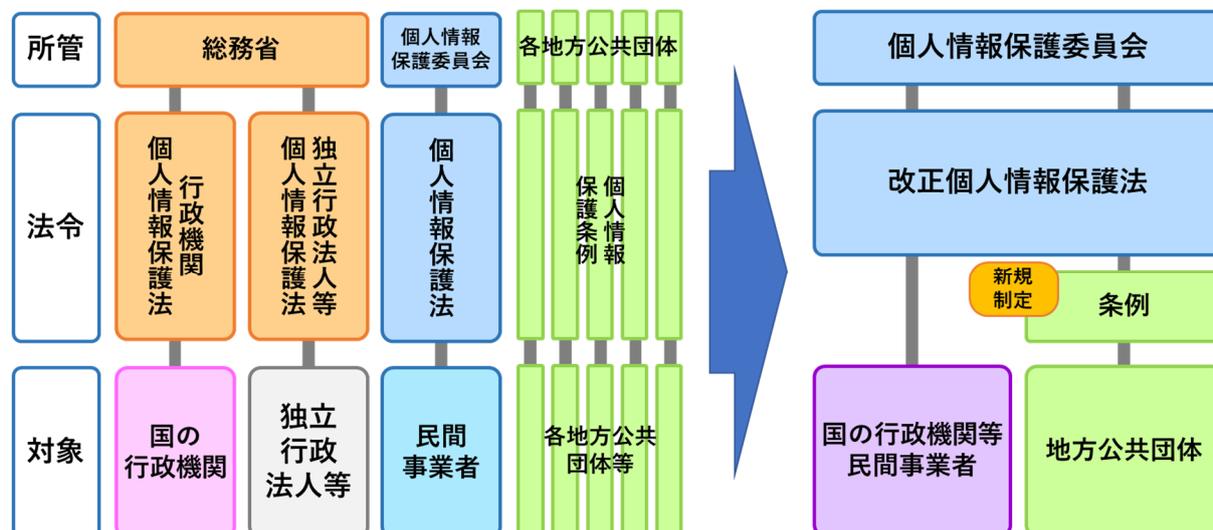
1 制定する条例

横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下単に「条例」といいます。）

2 条例の概要

法の改正により、行政機関等における個人情報の取扱いについては、主に法の第五章（第60条以降）に規定されました。本条例は、法の規定により地方公共団体の条例で規定すべき事項及び本市における個人情報の適切な取扱いのため本市固有で規定が必要な事項について規定するものです。

【法改正後の制度体系】



なお、地方公共団体の条例で規定すべきとされる事項は各種手数料に関する事項であるため、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第4条第1号ウの規定により本意見募集の対象外となっています。

3 条例案

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

この条例の趣旨について規定しています。令和5年4月1日以降における個人情報の取扱いは、法に基づいて行うこととなります。この条例は、その施行に関し必要となる事項を定めるものです。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

【解説】

この条例で使用する用語の意義について規定しています。この条例の制定の趣旨から、条例において使用する用語の意義は、法の例によるものとします。

（個人情報取扱事務登録簿）

第3条 市の機関（市の法第2条第11項第2号に掲げる地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項（以下この条において「登録事項」という。）を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- （1）個人情報取扱事務の名称
 - （2）個人情報取扱事務の目的
 - （3）個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - （4）個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイルの名称（法第75条の規定により個人情報ファイル簿を作成する個人情報取扱事務にあっては、当該個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの名称）
 - （5）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日以後に登録することができる。
- 3 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿の登録事項を変更したときは、速やかに当該登録事項の登録を変更しなければならない。
- 4 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該登録を抹消しなければならない。
- 5 市の機関は、法第75条の規定により個人情報ファイル簿を作成する個人情報取扱事務の登録事項に係る個人情報取扱事務登録簿の登録の内容が、当該個人情報ファイル簿の記載の内容と一致するものとなるように努めなければならない。
- 6 次に掲げる個人情報に係る登録事項は、個人情報取扱事務登録簿に登録することを要しないものとし、取り扱う個人情報が次に掲げる個人情報のみである個人情報取扱事務については、個人情報取扱事務登録簿に登録することを要しないものとする。
- （1）地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報
 - （2）本市又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員又は職員であった者に関する個人情報であって、専らその人事、給与、服務若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（市の機関が行う職員の採用試験に関する個人情報を含む。）
 - （3）専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報
 - （4）1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報
 - （5）資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

- (6) 市の機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報であって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (7) 一般に入手し得る刊行物等から収集した個人情報
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの
- 7 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

【解説】

本条は、個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表について規定しています。個人情報を取扱う事務の目的や、取り扱う個人情報ファイル等について、事務単位で把握し、一元的に管理するために、個人情報の取扱いを伴う事務を実施する場合等は、個人情報取扱事務登録簿に登録等を行わなければならないことを定めるものです。

法第75条第1項では、行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、法で定める事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられます。ただし、本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルには適用されません。

また、個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル単位で作成するため、事務単位での個人情報取扱いの実態を把握することが困難となります。個人情報を取り扱うに当たり、その目的を明らかにすることが必要ですが、そのためには事務単位で目的を把握することが重要であるため、本市においては、事務単位で個人情報取扱事務登録簿を作成し、これにより個人情報ファイルを本人の数にかかわらず管理し、公表することとするものです。

個人情報取扱事務登録簿への登録等（第1項から第5項まで）

本項は、個人情報取扱事務登録簿の作成、登録事項及び登録の手続等について規定しています。

個人情報取扱事務登録簿の構成イメージ

個人情報取扱事務登録簿（事務単位）

個人情報ファイル簿（単票）（個人情報ファイル単位）
※1,000人を超える本人数にかかるもの（法第75条第1項）

個人情報取扱事務登録に係る単票（個人情報ファイル単位）
※1,000人に満たない本人数にかかるもの（条例第3条及び規則）

登録を要しない個人情報（第6項）

本項は、登録を要しない事項を列挙したものです。また、本項各号に規定される個人情報のみを取り扱う事務についても、登録を要しない旨規定しています。

個人情報取扱事務登録簿の公表（第7項）

本項は、登録された個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供することを定めるものです。

【参考】法の関連条文（抜粋）

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

（中略）

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

（中略）

九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

（中略）

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

【参考】個人情報の保護に関する法律施行令の関連条文（抜粋）

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第二十条

（第1項略）

2 法第七十四条第二項第九号の政令で定める数は、千人とする。

（第3項以下略）

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

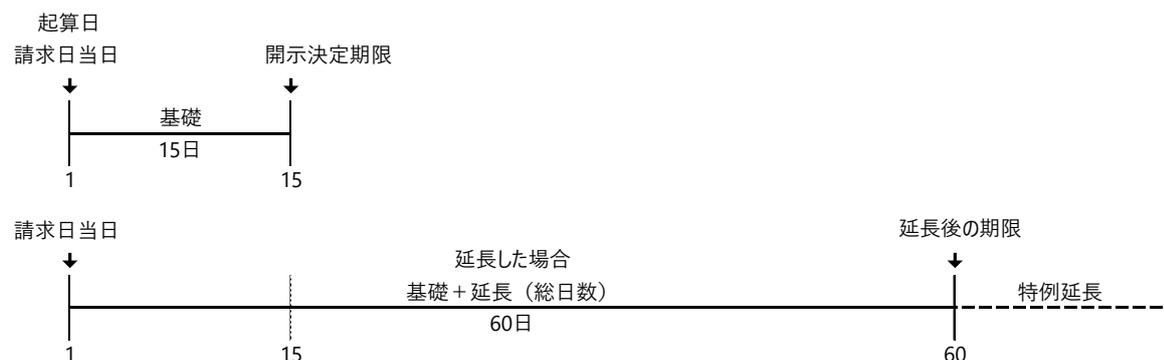
【解説】

本条は、市の機関が開示決定等を行うべき処理期間を定めたものです。また、決定期間内に

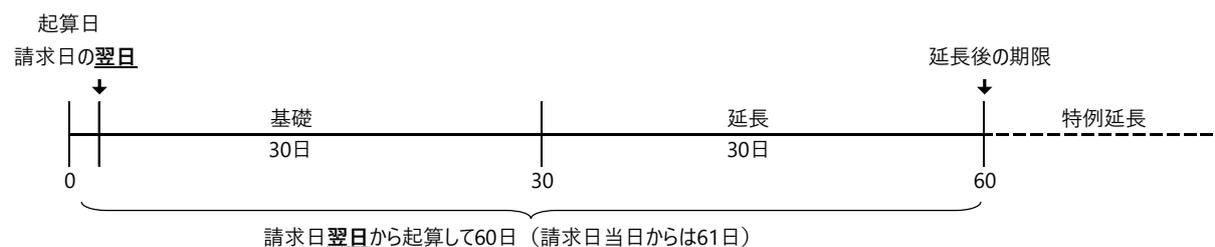
開示決定等ができない正当な理由があるときには、その期間を延長することができることを定めます。

なお、法定の決定期限は、30日以内とされているところ、本市においては現行の条例の決定期限相当を維持するため、法第77条に規定する開示請求書を受け付けた日の翌日を起算日として、14日目に当たる日までとします。

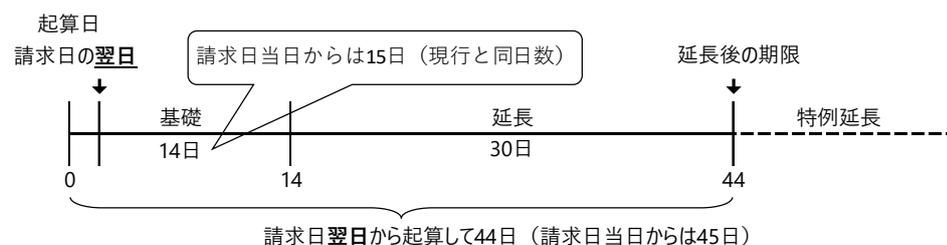
現行条例



法



施行条例



開示決定等を行うべき期限（第1項）

開示決定を行うべき期限を規定しています。また、補正を求めた際の日数は期間に算入しない旨を定めています。

延長可能な期間（第2項）

「事務処理上の困難その他正当な理由」のあるときには、第1項で規定する期限を30日以内に限り延長することができることを規定しています。（総日数では、請求を受けた日の翌日を起算日として、44日以内）

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から前条に規定する期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

【解説】

本条は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、前条第2項に定める延長期間内にその全てについて開示決定を行うことにより、通常の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特例的に開示決定等の期限及びその手続について調整を図ることができることを定めたものです。

【第6条は意見募集対象外】

※横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第4条第1号ウの規定

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内に行うなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【解説】

本条は、市の機関が訂正決定等を行うべき処理期間を定めたものです。また、決定期間内に訂正決定等ができない正当な理由があるときには、その期間を延長することができることを定めています。

訂正決定等を行うべき期限 (第1項)

開示請求と同様のため、第4条の【解説】をご参照ください。

延長可能な期間 (第2項)

開示請求と同様のため、第4条の【解説】をご参照ください。

(訂正決定等の期限の特例)

第8条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

【解説】

本条は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときに、特例的に訂正決定等の期限及びその手続きについて調整を図ることができることを定めたものです。

(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内に行わなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【解説】

本条は、市の機関が利用停止決定等を行うべき処理期間を定めたものです。また、決定期間内に利用停止決定等ができない正当な理由があるときには、その期間を延長することができることを定めています。

利用停止決定等を行うべき期限（第1項）

開示請求、訂正請求と同様のため、第4条の【解説】をご参照ください。

延長可能な期間（第2項）

開示請求、訂正請求と同様のため、第4条の【解説】をご参照ください。

(利用停止決定等の期限の特例)

第10条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

【解説】

本条は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときに、特例的に利用停止決定等の期限及びその手続きについて調整を図ることができることを定めたものです。

(横須賀市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第11条 法第 105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問は、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第 4 号）第19条第 1 項に規定する横須賀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に行うものとする。

【解説】

本条は、法第 105条 3 項において準用する同条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等や開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する行政不服審査法に基づく審査請求があった場合における諮問先を、横須賀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とすることを定めたものです。

当該審査会の設置は横須賀市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）に規定します。条例制定に伴い、情報公開条例の改正を行い、現行の情報公開条例における情報公開審査会の名称を変更します。

【参考】法の関連条文（抜粋）

（審査会への諮問）

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

（中略）

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

(調査権限等)

第12条 横須賀市情報公開条例第20条から第24条までの規定は、審査会の調査権限等、口頭意見陳述、意見書等の提出、調査審議手続の非公開及び答申書の送付等について準用する。この場合において、同条例第20条中「諮問実施機関」とあるのは「審査会に諮問した市の機関」と、同条第 1 項前段及び第 3 項中「当該諾否決定に係る公文書」とあるのは

「当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報」と、同条第1項後段中「公文書の公開」とあるのは「保有個人情報の開示」と、同条第3項中「記録されている」とあるのは「含まれている」と、第23条中「手続（第17条第1項に規定する諮問に係るものに限る。）」とあるのは「手続」と読み替えるものとする。

【解説】

本条は、審査会における調査権限や手続きについて情報公開条例の各規定によるものと規定するものです。なお、個人情報保護に係る審査に対応するため、情報公開条例を改正し、所要の事項を整備します。

【第13条は意見募集対象外】

※横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第4条第1号ウの規定

（横須賀市個人情報保護運営審議会）

第14条 次に掲げる事項を担当するため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 次に掲げる事項について諮問に応じ調査審議すること。

ア この条例の改正（軽易なものを除く。）又は廃止に関すること。

イ 法第66条第1項の規定により講じる措置の基準に関すること。

ウ 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること。

エ 法又はこの条例の施行に係る重要事項に関すること。

(2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による市の機関からの意見の求めに対し、調査審議し、意見を述べること。

(3) この条例の運用に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べること。

2 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

4 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【解説】

本条は、個人情報の取扱い等について、市の機関の諮問に応じて審議するため、「横須賀市個人情報保護運営審議会」（以下、「審議会」という。）を設置することを規定するものです。また、審議会の担任事項を規定します。

審議会の設置及び担任事項（第1項）

本項は、法第129条に規定される「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に基づき、専門的な知見に基づく意見を述べる主体としての審議会の設置及びその具体的な担任事項を定めるものです。

審議会の定員（第2項）

本項は、審議会の定員を6人以内と定めるものです。

審議会の運営に必要な事項の規則への委任（第3項）

本項は、本条中に定める事項以外の審議会の運営に必要な事項を規則に委任することを規定するものです。

審議会委員の守秘義務（第4項）

本項は、審議会の委員が守秘義務を負うことを規定したものです。

【参考】法の関連条文（抜粋）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（第2項略）

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

（運用状況の公表）

第15条 市長は、毎年1回、市の機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものとする。

【解説】

本条は、個人情報保護制度の運用状況を公表することで、その実態を市民に対して明らかにすることを市長の責務として定めています。

毎年度の初めに広報よこすかにより運用状況の公表を行うものです。

公表事項は、①個人情報取扱事務登録の件数、②開示等制度の利用状況（請求者数・請求件数）、③請求に対する決定への審査請求の処理状況（審査請求件数・諮問件数・審査件数・答申件数）、④個人情報保護運営審議会への諮問状況（諮問件数・内訳）などです。

また、ホームページ上においても運用状況を常時公表します。

（その他の事項）

第16条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

【解説】

この条例を施行するに際して必要な事項を市の機関がそれぞれ規則、規程等により定めることとするものです。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【解説】

施行期日（第1項）

条例の施行期日を定めたものです。本条例は、法の施行（「デジタル社会の掲載を図るための関係法律の整備に関する法律」による法の一部改正のうち、地方公共団体に関連する部分の施行）と同日の令和5年4月1日に施行します。

(関係条例の廃止)

- 2 横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

【解説】

関係条例の廃止（第2項）

現行条例の廃止を定めたものです。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧条例第3条第2項、第14条第2項、第24条第3項、第25条第4項及び第26条第4項に規定する者に該当する者（以下この項において「守秘義務者」という。）がこれらの規定（旧条例第25条第4項に規定する者に該当する者にあつては、同項において準用する旧条例第24条第3項）により負う責務又は義務については、守秘義務者は、施行日以後もなお従前の例により負うものとする。
- 4 施行日前に旧条例第15条、第19条第1項若しくは同条第2項若しくは第3項（これらの規定を旧条例第21条第2項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の規定による請求（次項において「旧条例請求」という。）がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 施行日前にされた実施機関（旧条例第2条第1項第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の開示決定等（旧条例第15条の8第1項本文に規定する開示決定等をいう。）、訂正決定等（旧条例第19条の5第1項本文に規定する訂正決定等をいう。）若しくは利用停止決定等（旧条例第21条の5第1項本文に規定する利用停止決定等をいう。）又は施行日前にされた旧条例請求に係る実施機関の不作为に対する審査請求については、なお従前の例による。この場合において、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、旧条例第24条第1項に規定する横須賀市個人情報保護審査会に代えて審査会に諮問するものとし、審査会の調査権限等、口頭意見陳述、委員による調査手続、意見書等の提出、調査審議手続の非公開及び答申書の送付等については、旧条例第24条の2から第24条の7までの規定の例によるものとする。
- 6 施行日において旧条例第25条第1項第2号から第4号までに掲げる事項であつて、同項に規定する横須賀市個人情報保護運営審議会の審議等が終了していないものがある場合

は、当該事項を審議会が担任するものとする。

- 7 実施機関の職員（旧条例第2条第1項第2号に規定する実施機関の職員をいう。以下同じ。）若しくは実施機関の職員であった者、委託事務従事者（旧条例第14条第2項に規定する委託事務従事者をいう。以下同じ。）若しくは委託事務従事者であった者又は指定管理者業務従事者若しくは指定管理者業務従事者であった者が、正当な理由がないのに、施行日前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第11号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 8 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において実施機関が保有していた旧条例第2条第1項第7号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 9 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で施行日前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を施行日以後に収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 10 偽りその他不正の手段により、旧条例第15条の7第1項の規定による開示決定に基づく旧保有個人情報の開示を施行日以後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。
- 11 指定管理者（旧条例第26条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）若しくは受託者の代表者又は指定管理者若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者が、その管理の業務又は委託事務に関して附則第7項又は第8項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その指定管理者又は受託者に対しても当該各項の罰金刑を科する。
- 12 前5項の規定は、本市の区域外にある者に対しても適用する。
- 13 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【解説】

経過措置（第3項～第13項）

現行条例は廃止となりますが、現行条例の下に負った義務や罰則の適用についてはなお従前の例による旨、経過措置を定めたものです。

4 施行日

令和5年4月1日（予定）

意見の提出方法

1 提出期間

令和4年（2022年）9月1日（木）から9月20日（火）まで

2 あて先

総務部総務課情報公関係（市政情報コーナー）

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）

・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 総務部総務課情報公関係

（3）ファクシミリ

046-826-1682

（4）電子メール

inf-co@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。